

八幡市人口ビジョンおよび 八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定

市の人口の現状分析と将来展望を行い、それにより浮かび上がった課題に対する方策を実施していくことを目的に、八幡市人口ビジョンを策定しました。また、人口減少を受け入れながらも、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、住みたく・暮らし続けたいとなるような魅力あるまちを目指して、八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略(総合戦略)を策定しました。

八幡市人口ビジョン

市の人口は、平成21年度以降、転出者数が転入者数を上回る傾向にあり、さらに平成24年度以降は出生数が死亡数を下回る自然減少の局面に突入しました。一定の人口減少と少子高齢化は、受け入れざるを得ませんが、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持していくため、出生率を上させ、転出超過を解消させることで、平成52年時点の人口を6万5千人以上とする目標を設定しました。

八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本コンセプト

総合戦略の基本コンセプトを輝く「まち」と「未来」! みつ星☆☆☆やわた

と設定しました。

★子どもが輝く未来の創生

やわた 子ども未来プロジェクト

★健康都市の創生

やわた スマートウェルネスシティプロジェクト

★文化と暮らしの創生

やわた チャレンジプロジェクト

これら3つのプロジェクトが八幡の「まち」と「未来」に輝きを生みだし、八幡を知り、共感してもらえようとするを目標とします。

★子どもが輝く未来の創生
「やわた 子ども未来プロジェクト」
八幡の未来をつくる子どもたち。次代を生きる力を育むとともに、夢と志を抱き、それらに挑戦しようとする力を育成します。また、八幡の子育て環境の魅力を発信し、八幡で子育てをしたい、し続けたいと思う人を増やします。

★具体的施策
1 次代を生きる力の育成
シティブンシップ教育、絵本の読み聞かせ事業等で、次代を生きる子どもたちの「市民力」を育むとともに、基礎的な生活・学習習慣の定着やグローバル教育等、次代に求められる能力の育成に注力します。
2 好奇心・探究心と夢を掴む力の育成
放課後子ども総合プラン「夢

の教室」実施事業等で、自ら考え、好奇心を持って探究する子どもを育成し、自らが夢や希望を抱き、それらに挑戦しようとする力を育みます。
3 出産から子育てまで一貫したサポートの充実
産前・産後サポート、地域子育て支援拠点事業等で、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のないサポート体制を充実させ、子育てが楽しいと思う人を増やします。

★健康都市の創生
「やわた スマートウェルネスシティプロジェクト」
八幡の豊かな自然や歴史文化の中で、人々がいつまでも「健康」で「幸せ」を感じ、いきいきと輝きつづけるまちにしていくことが求められています。そのためにも、ウェル

ネス(健やかで幸せに暮らせること)をまちづくりの中核におき、本市で暮らすことで健康になれるまちづくりを進めます。
1 具体的施策
1 スマートウェルネスシティやわたの 프로모ーション
健康クラウドシステムの導入、健康フェスタ事業等、健康づくりの推進に向け、土台となる計画づくりを進めるとともに、市内外に向けたプロモーション活動を進めます。
2 市民協働で行う高齢者の健康づくり
産官学と地域が連携しながら、高齢者が無理なく楽しく、心身ともに健康を維持・増進していくための取り組みを、市民協働による新しい地域型介護予防事業として進めます。
3 誰もが気軽に参加できる健康プログラムづくり
健康マイレージ事業、産官学連携健康プログラムの開発、ウォーキング推進事業等を通じ、誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、運動や食事等のプログラムの開発や提供を進めます。

★文化と暮らしの創生
「やわた チャレンジプロジェクト」
八幡の魅力的な文化や暮らしを磨き上げ、情報発信すること、世界や日本に誇れるまちとなるよう、様々な面から「チャレンジ」を進めます。
1 世界的な観光都市「やわた」へのチャレンジ
石清水八幡宮の国宝指定を好機と捉え、八幡市駅周辺の再整備、お茶の京都推進事業、三川合流拠点施設(仮称)を活かした交流事業等を実施し、「世界から関心を集める観光都市・やわた」へチャレンジします。
2 「日本一魅力的なスローライフタウン」へのチャレンジ
日本一魅力的なスローライフタウン(心豊かに暮らせるまち)を目指し、男山地域再生事業、絆ネット構築支援事業、シティプロモーション事業等を実施し、八幡に住みたい・暮らし続けたいと思う人を増やす取り組みにチャレンジします。
3 やわた EDITION チャレンジ!

発明家トーマス・エジソンのようなチャレンジ精神に溢れた起業家の輩出を目指し、創業支援事業、ビジネスマッチング、地域農業担い手認定者支援事業等を実施し、八幡発の起業家の発掘・育成等を図ります。
* パブリックコメントの結果
中間案に対しては、16件のご意見をいただきました。意見の内容と計画への反映状況については、市ホームページに掲載しています。
* 人口ビジョン、総合戦略の閲覧場所
人口ビジョンおよび総合戦略の全文は、市役所2階閲覧コーナーおよび政策推進課窓口、市民図書館、市ホームページでご覧いただけます。
◆問い合わせ 政策推進課

固定資産の価格等の縦覧

縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の評価額との比較によって、自らの土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断していただく制度です。
土地または家屋の固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、土地課税台帳等や家屋課税台帳等に記録された価格と市内の他の土地また

縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の評価額との比較によって、自らの土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断していただく制度です。
土地または家屋の固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、土地課税台帳等や家屋課税台帳等に記録された価格と市内の他の土地また

認定長期優良住宅新築で固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。
△認定長期優良住宅とは
長期にわたり良好な状態で使用することができるよう、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅です。
△減額される住宅の要件
①平成30年3月31日までに新築された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

△減額の範囲 居住部分(120㎡以下相当分に限る)の固定資産税額の2分の1
△減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間。それ以外の住宅は新築後5年間
△手続き 認定を受けて新築された住宅であることを

証明する書類(認定通知書の写しを添付して、家屋を新築された翌年の1月31日までに申請してください)。
※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。
◆問い合わせ 課税課

市税の納付 口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または納税課で行うことができます。

第1期から口座振替を行う場合は、固定資産税は4月15日(金)までに、市・府民税、軽自動車税は5月16日(月)までに手続きしてください。
※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。
◆問い合わせ 納税課

税係(市役所1階)
▽縦覧に必要なもの 印かんおよび納税通知書(ない場合は、運転免許証・健康保険証等で本人であると確認できる書類)
なお、縦覧期間中は無料で名寄帳の交付が受けられます。時間 場所、無料交付に必要なものは、縦覧と同じです(縦覧期間以外の名寄帳の交付については、1件につき3000円の手数料をいただきます)。
◆問い合わせ 課税課